

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32						
(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	①組織の最適化と働きやすい職場環境づくり	行政需要等に応じた組織・機構の構築	秘書企画課	維持	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行う。 また、必要に応じて組織や機構の枠を超えたプロジェクトチームなどを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組む。	職員の適性や能力等を反映した職員配置と柔軟な組織体制を構築することにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができるとともに、市民サービスの向上が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	・アンケート結果を検証し、組織・機構の見直しに役立てる。 ・市長マニフェスト等を実現するため、プロジェクトを設置して取り組む。また、進捗状況等の公表は、適切な方法・時期に行う。	・アンケート結果を参考に、職員配置及び職員採用計画を作成した。 ・市長マニフェストである「住むなら岩倉！子育て・健幸・安心なまち」を実現するため、6つの組織横断的なプロジェクトを設置し、検討した。	・プロジェクトの取組により、全小中学校へのエアコンの設置に向けた検討を行うことができた。また、空き家の利活用を促進するための空き家バンク制度をスタートすることができた。 ・「旧学校給食センターの跡地利用」などを討議テーマとして、本市で初めての取組となる市民討議会を実施することができた。		・組織・機構の見直しについて検討する。 ・横断的なプロジェクトを設置し、検討していく。	—
		年次有給休暇等の取得促進	秘書企画課	変更	年次有給休暇等の取得について、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した市特定事業主行動計画に規定する取組（年次有給休暇の取得促進・連続休暇等の取得促進・子どもの看護のための特別休暇の取得促進等）を推進する。	(旧) 職務に専念しながら、職員が安心して結婚、出産、子育て、介護ができる「働きやすい職場環境」づくりが図られる。 (新) 職務に専念しながら、職員が安心して結婚、出産、子育て、介護ができる「働きやすい職場環境」づくりが図られる。 ※年度目標…職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数 10日／年以上	実施	実施	実施	実施	実施	・引き続き、記念日休暇や連続休暇等の取得促進を推進する。職員向けにワークライフバランスの必要性や休暇制度について、分かりやすい資料を作成し周知する。	・年次有給休暇等の取得率向上に向けて、全職員あてに、「ワーク・ライフ・バランスの推進について」を通知し、休暇取得の取組として、夏季厚生休暇や休日、祝日と合わせた連続休暇としての取得促進を図った。	・連続休暇等の取得促進を周知し、年次有給休暇等の取得の促進に努めた結果、職員1人当たりの平均取得日数を増やすことができた。 ※平成29年度職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数：8.93日（対前年比：0.46日増）		・年度目標について、岩倉市特定事業主行動計画に年次有給休暇取得日数を10日以上としていることから、数値目標として設定するもの。	・ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、連続休暇等の取得促進を図る。 ・職員向けに休暇制度について、分かりやすい資料を作成し周知する。

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
3	(1)人材の育成と効率的な組織運営の推進	①組織の最適化と働きやすい職場環境づくり	時間外勤務の縮減	秘書企画課	変更	ノー残業デー及び育児の日の推進、管理職員の業務マネジメントの推進、時間管理の手法などを取得する研修を実施する。また所属ごとにミーティングや朝礼を実施し、業務の確認・調整を行い、業務効率をあげるためのスケジュール管理に取り組む。	(旧) 時間外勤務手当の縮減、職員の健康保持及び仕事と家庭との調和が図られる。 (新) 時間外勤務手当の縮減、職員の健康保持及び仕事と家庭との調和が図られる。 ※年度目標…職員1人当たりの時間外勤務時間数 94時間／年以下	実施	実施	実施	実施	実施	・引き続き、毎週水曜日の「ノー残業デー」や毎月19日の「育児の日」等を推進する。 ・ワーク・ライフ・バランスの必要性について、職員に周知する。 ・「タイムマネジメント研修」の受講対象を主事級から統括主査までとし、より幅広い職員が受講できるようにする。 ・管理職職員が、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう、業務配分に努めるよう、再度徹底する。	・時間外勤務の削減のため、従来から実施している毎週水曜日の「ノー残業デー」や愛知県が実施している「あいち・ワーク・ライフ・バランス推進運動2017」に賛同し、「愛知県内一斉ノー残業デー（11月15日）」における定時退庁を促した。 ・全職員あてに、「ワーク・ライフ・バランスの推進について」を通知し、時間外勤務縮減の取組として、毎週水曜日の「ノー残業デー」の徹底のため、その日の午後5時30分に庁内放送を流し、午後6時までの一斉退庁を促した。 ・管理職職員の時間外勤務管理の促進を図ることを目的として、管理職職員の時間外勤務を実施予定の職員は、予め時間外勤務の事前申請を行い、当該日の午後5時15分までに所属長の命令を受けなければならないこととした。 ・主事級から統括主査までの職員を対象に「タイムマネジメント研修」を実施し、時間管理の能力の養成に努めた。	・時間外勤務の縮減につながる取組により、時間外勤務の縮減に努めた結果、職員1人当たりの時間外勤務時間数を縮減することができた。 ※平成29年度職員1人当たりの時間外勤務時間数：94時間（対前年度比10時間減）	・年度目標の時間外勤務時間数を94時間以下としていることから、数値目標として設定するもの。	・ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知に努めるとともに、毎週水曜日の「ノー残業デー」の取組や時間外勤務の事前申請・命令の徹底を図る。 ・管理職職員が、特定の職員に時間外勤務が集中しないよう、業務配分に努める。 ・幅広い職員が受講できるよう「タイムマネジメント研修」を実施していく。 ・時差出勤制及びフレックスタイム制について、導入している自治体のメリットやデメリットを含め、状況について研究していく。	・ワーク・ライフ・バランスを率先して進め、時間外勤務の縮減に努めてほしい。
										94時間／年以下	94時間／年以下	94時間／年以下						

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
4	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進	② 人材育成の推進	人材育成基本方針の推進	秘書企画課	維持	市人材育成基本方針に基づき、日々の仕事を通じて職員を育てる職場環境の構築、職員の能力や資質を伸ばす職員研修の実施、職員の意欲を高め、身に付けた知識や能力を生かす人事管理に取り組む。	やりがいを持って職務に取り組むことにより、職員の成長や組織の総合力の向上が見込まれる。	実施	実施	実施	実施	実施	・人材育成基本方針に掲げている取組について推進していく。 ・研修受講直後に受講報告書、研修受講後数か月後にフォローアップアンケートを実施しているが、平成29年度より研修受講数年後の測定についても加え、研修の効果測定方法を充実させる。 ・平成29年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革、スキルアップに取り組む。 ・業務改善運動を中止し、市長マニフェスト等推進プロジェクトに若手職員を公募により参加させ、活動を通して達成感や課題解決能力の向上を図る。	・人材育成基本方針に基づき、平成29年度職員研修計画を作成し、市独自研修（994人）を実施し、研修機関が実施する研修（178人）に職員を派遣し、延べ1,172人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により、研修効果を測定した。 ・職員提案制度は、66件の提案があった。 ・「研修受講3年後追跡調査アンケート」を実施した。 ・市長マニフェスト等推進プロジェクトへ若手職員13人が参加した。	・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、94%の受講者から「大変有意義であった」又は「有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。 ・研修受講3年が経過した職員に対して追跡調査を実施したことにより、研修で習得したことを継続的に業務に活用できているかを調査分析し、今後の研修実施及び研修計画策定の参考資料とすることができた。		・人材育成基本方針に掲げている取組について、推進をしていく。 ・平成30年度研修計画、職員提案制度などを基に、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。 ・市長マニフェスト等推進プロジェクトを通じ、若手職員の達成感や課題解決能力の向上を図っていく。	—
			救急業務の高度化	消防本部総務課	変更	救急救命士の新規養成、処置拡大等研修受講、指導者の養成に取り組む。 ※救急救命士の認定資格 包括下除細動、気管挿管、薬剤投与、処置拡大（心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与）、薬剤投与指導者、指導救命士 他	（旧）救急業務の高度化に対応する専門性の高い職員を育成し、それに続く後進の目標となる等の波及効果を創出することにより、救命率向上にもつながる。 目標：運用救急救命士数（ <u>処置拡大等延べ認定数</u> ）。 （新）救急業務の高度化に対応する専門性の高い職員を育成し、それに続く後進の目標となる等の波及効果を創出することにより、救命率向上にもつながる。 目標：運用救急救命士数（ <u>延べ認定資格数</u> ）。	9人 (27件)	9人 (29件)	10人 (33件)	11人 (36件)	12人 (39件)	・救急救命士の養成や処置拡大等の認定が受けられるよう努める。	・救急救命士1人を養成し、認定資格を5件取得した。	・運用救急救命士は10人、延べ認定資格数は32件となった。	・目標の「（処置拡大等延べ認定数）」を「（延べ認定資格数）」に改め、薬剤投与指導者を加える。理由は、救急業務高度化ための人材育成に必要な認定資格であるため。	・救急救命士の養成や処置拡大等の認定が受けられるよう努める。	—

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
6	(1) 人材の育成と効率的な組織運営の推進	③ 職員数の適正化	職員数の最適化	秘書企画課	維持	再任用職員・嘱託職員・パート職員の任用・雇用及び高度な専門知識を持った人材の育成・採用をするとともに、職員の適性や能力等を反映した職員配置、市民ニーズや業務量に見合った職員数の管理に努める。	最適な職員配置や職員数の管理を行うことにより、効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・所属長から平成30年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保する。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。	・平成29年4月1日現在の職員数は363人であったが、平成29年10月1日に5人の職員を採用した。 ・平成29年5月に平成30年4月の各課の職員数（正規職員、嘱託職員など）について、所属長の要望に基づきヒアリングを実施し、平成30年4月1日の職員数を376人とし、採用試験を実施したが、内定後の急な退職等から平成30年4月1日は375人となった。 ・7人の定年退職者のうち、新たに5人（事務職1人、消防職1人、児童厚生員1人、保育職2人）を平成30年4月1日に再任用職員として任用することとした。 ・平成30年度のパート職員の雇用と効果的な配置を行うため、所属長や事務補助的な業務を行うパート職員とヒアリングを行った。 ・職務に対する適性、職場環境に対する意見、提案、異動希望等を申告する自己申告制度について、全職員から自己申告書の提出を受けた。	・平成29年4月1日及び10月1日に職員を採用し、適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。 ・パート職員については、所属長とのヒアリングにより、雇用の必要性や勤務形態を決定することができた。 ・自己申告書の内容を参考にしながら、職員の適性や能力等を反映した配置を行うことができた。		・所属長から平成31年度職員配置要望書を提出させ、各課の業務量にあった職員数を算定し、必要数を確保していく。 ・再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図っていく。 ・地方自治法及び地方公務員法の改正により、平成32年度から創設される会計年度任用職員制度について、適切に運用できるよう準備していく。	—

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
7	(2) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	後期高齢者医療保険料の収納率の向上	市民窓口課	変更	安定的な後期高齢者医療制度の運営と負担の公平性を確保するため、効果的な収納対策に取り組む。 新たな滞納者の発生を防ぐため、高齢者に配慮した通知をするとともに電話や訪問により納付を促す。また、納付忘れを防ぐため、口座振替を勧奨する。	(旧) 分かりやすく伝えることにより納付に繋げ、収納率の向上を図る。また口座振替を勧奨することにより、納め忘れや初期末納を防ぎ、新たな滞納者の発生を抑制する。 収納率目標（現年度分） 32年度 99.68 %、99.19 % (うち普通徴収分) ※27年度 99.58% (県内平均：99.56%) 99.09% (うち普通徴収分) (県内平均：99.09%) (新) 分かりやすく伝えることにより納付に繋げ、収納率の向上を図る。また口座振替を勧奨することにより、納め忘れや初期末納を防ぎ、新たな滞納者の発生を抑制する。 収納率目標（現年度分） 32年度 99.72 %、99.40 % (うち普通徴収分) ※29年度 99.72%、99.40% (うち普通徴収分)	99.60 % (現年度分) 99.11 % (うち普通徴収分)	99.62 % (現年度分) 99.13 % (うち普通徴収分)	99.64 % (現年度分) 99.15 % (うち普通徴収分)	99.66 % (現年度分) 99.17 % (うち普通徴収分)	99.68 % (現年度分) 99.19 % (うち普通徴収分)	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期末納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月と12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封した。また用紙をカラー再生紙にし、目に留まりやすくした。 ・初期末納者に対し、督促状発送時に電話催告を実施した。 ・75歳年齢到達の制度加入に伴う保険証発送時に口座振替依頼書を同封し、口座振替を勧奨した。 ・口座振替受付サービスの周知をするとともに、口座振替の勧奨に努めた。 ・5月と12月に、催告書発送者を対象に戸別訪問、電話催告を実施し、徴収業務に取り組んだ。	・初期末納者への早期対応により、新たな滞納者の発生を抑制できた。 ・収納率 現年度分99.72% (目標率99.62%に対し0.1ポイント増) 普通徴収分 99.40% (目標率99.13%に対し0.27ポイント増) ・平成29年度の新たな口座振替登録403件のうち、112件が口座振替受付サービスの利用となり、登録手続の簡素化が図られた。 ・徴収強化月間の電話催告や臨戸訪問により、5月は63件180,250円、12月は67件688,800円を徴収することができた。	平成29年度実績が最終年度である平成32年度の目標を上回ったため、平成29年度実績値を目標値に変更した。	・督促状送付時に、納付を促す分かりやすい文書を同封する。 ・初期末納者には督促状送付後に電話催告を行い、滞納者には納付相談を実施し納付を促す。 ・制度加入時や納付書発送時に口座振替依頼書を同封するとともに、口座振替受付サービスを周知し、口座振替を勧奨する。 ・5月と12月に徴収強化月間を設け、電話催告や戸別訪問による徴収業務に取り組む。 ・他の効果的な収納方法の研究を行う。	
			市税の収納率の向上	税務課	維持	安定的な税収を確保するために、現年の普通徴収課税分は、口座振替納付を推進する。 滞納者には財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付がない場合は、早期の滞納処分を実施するとともに、動産等を差押えた場合はインターネット公売を利用して効率的な換価を実施する。	歳入確保への取組を実施しながら、県内の平均収納率を目標に収納率の向上を図る。 収納率目標 32年度 市税99.30% 滞納繰越分24.50% 国保92.00% 滞納繰越分23.50% ※27年度 市税99.07% 滞納繰越分23.97% 国保90.97% 滞納繰越分23.42% 27年度 (県内平均) 市税99.35% 滞納繰越分28.12% 国保93.66% 滞納繰越分21.40%	(市税) 現年 99.10% 滞繰 24.00% (国保) 現年 91.00% 滞繰 23.44%	(市税) 現年 99.15% 滞繰 24.15% (国保) 現年 91.25% 滞繰 23.46%	(市税) 現年 99.20% 滞繰 24.30% (国保) 現年 91.50% 滞繰 23.48%	(市税) 現年 99.25% 滞繰 24.40% (国保) 現年 91.75% 滞繰 23.49%	(市税) 現年 99.30% 滞繰 24.50% (国保) 現年 92.00% 滞繰 23.50%	・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用をイラストに掲載した納税通知書を活用し、勧奨する。 ・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、行政区別に担当者を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行し、インターネット公売等により効果的な換価を行う。 ・現年度の高額滞納者に対し、財産調査を実施し、現年度の差押えを執行するなど現年度対策を実施する。	・平成29年度納税通知書の封筒に口座振替受付サービスのイラストに掲載した結果、前年より196件多い746件の利用があった。 ・滞納者の自宅等の搜索を3件実施し、差押えたバイクをインターネット公売により換価を行い、約23万円を滞納税へ充てた。 ・滞納者に対し、担当職員を設け徹底した財産調査を行い、242件の差押えを実施した。 ・現年度の高額滞納者に対しては、財産調査を実施し、14件の差押えを実施した。	【市税】 ・現年分99.18% (目標率99.15%に対し0.03ポイント増) ・滞納繰越分25.11% (目標率24.15%に対し0.96ポイント増) 【国民健康保険税】 ・現年分91.97% (目標率91.25%に対し0.72ポイント増) ・滞納繰越分20.28% (目標率23.46%に対し3.18ポイント減)		・納税者の利便性の向上を図るため、口座振替受付サービスのイラストを納税通知書に掲載し、利用を増加させる。 ・自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、担当職員を設け、徹底した財産調査を行い、差押えを執行し、インターネット公売等により効果的な換価を行う。 ・現年度の滞納者に対して、休日納付窓口を周知し、平日来庁できない方に休日相談の利用を促す。	・No.7に同じ。

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
9	(2) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	介護保険料の収納率の向上	長寿介護課	維持	安定的な介護保険事業の運営と保険制度としての負担と給付の公平性を確保するため、介護保険料の滞納者に対し、督促状の送付や電話催告により納付を求める。また、臨戸訪問による徴収を実施する。 口座振替による納付を促し、新規滞納の抑制を図る。 滞納により、介護サービス利用時に制限が生じる旨の説明を行い、納付に理解を求める。	現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。 収納率目標（現年度分） 32年度 99.20%、91.00%（うち普通徴収分） ※27年度 98.95%、過去5年間の平均：99.02%、88.69%（うち普通徴収分） 過去5年間の平均：90.27% 26年度（県内平均） 99.08%、90.26%（うち普通徴収分）	99.00% (現年度分) 89.00% (うち普通徴収分)	99.05% (現年度分) 89.50% (うち普通徴収分)	99.10% (現年度分) 90.00% (うち普通徴収分)	99.15% (現年度分) 90.50% (うち普通徴収分)	99.20% (現年度分) 91.00% (うち普通徴収分)	・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。	・文書による每期ごとの督促のほか、4月と10月の各2週間、一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。一斉徴収では、長寿介護課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施し、滞納が続く場合による給付制限の説明も行った。なお、分納誓約を求めるケースはなかった。 ・平成29年度の滞納による給付制限実施対象者は3人。 ・一斉徴収実績 4月：訪問98件（面談40件、納付10件） 10月：訪問96件（面談34件、納付6件） ・保険料の未納に伴う給付制限について、一斉徴収前に未納者に対して送付する通知文書や督促状に新たに記載し、納付意識の向上に努めた。	・収納率（特別徴収と普通徴収の合計） 現年度分99.01%（目標率99.05%に対し0.04ポイント減） うち普通徴収分89.16%（目標率89.50%に対し0.34ポイント減） ・4月の一斉徴収期間中に75,900円、10月の同期間に62,600円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。		・文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 ・滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 ・転出者に対しては、転出手続を行う際に、保険料の納付状況を確認し、未納分の保険料の徴収に努める。	・No.7に同じ。
			給食費の収納率の向上	学校教育課	維持	学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。	県内の平均収納率は99.67%であり、前回の行政経営プラン行動計画の目標を達成しているため、27年度の収納率を維持することを目標とする。 収納率目標（現年度分） 28年度～32年度までの各年度99.93% ※27年度 99.93%、過去5年間の平均は99.81%	99.93%	99.93%	99.93%	99.93%	99.93%	・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業前に未納がある保護者に在籍中に納付を促す。 ・平成28年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。 ・児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。	・学校と連携し、卒業間近の未納保護者に納付相談を実施した。また、児童手当による納付の申出書の提出を依頼し、給食費10件を徴収した。 ・平成28年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼や市内や近隣市の未納者宅の訪問を行った。	・収納率 現年度分 99.93%（目標率99.93%を達成した）		・在校生の未納に対し学校と連携を密にするとともに、特に卒業間近の未納がある保護者に在籍中に納付を促すことや、児童手当による納付の申出書の提出を依頼する。 ・平成29年度以前の中学校卒業者や市外転居者に対し未納通知送付、電話での納付依頼を行う。	・No.7に同じ。

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見	
							28	29	30	31	32							
② 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	保育料の収納率の向上	子育て支援課	維持	園児在園中に保育料が納付されるよう、子育て支援課と保育園が連携して滞納状況の説明など督促を実施する。 滞納者の世帯状況等を把握し支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。	早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。 収納率目標（現年度分） 28年度～32年度までの各年度 99.96% ※27年度 99.78%	99.96%	99.96%	99.96%	99.96%	99.96%	・園児の在籍中に保育料が納付されるよう引き続き保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・納付期限後に督促状を送付し、5月と11月に催告書を送付した。 ・各保育園長から随時に保護者に対して納付の勧奨に努めた。 ・5月と12月に戸別訪問を実施し、必要に応じて分納誓約書の提出を求めた。 ・戸別訪問実績 5月 訪問11件（納付1件1,000円 約束4件 後日納付2件22,200円） 12月 訪問9件（約束2件 後日納付1件24,800円）	・収納率 現年度分 99.58% （目標率99.96%に対し0.38ポイント減）		・園児の在籍中に保育料が納付されるよう保育園と連携を図り、未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や戸別訪問を行う。	・No.7に同じ。 ・福祉的な面もあるが、適正な受益者負担を研究する必要がある。	
		放課後児童健全育成手数料の収納率の向上	子育て支援課	維持	子育て支援課と放課後児童クラブが連携し収納率100%を維持する。また、滞納者については、世帯状況等を把握しながら支払能力に応じ分納誓約書の提出を求める。	早期に未納額の発生を抑えることで収納率の向上を図る。 収納率目標（現年度分） 28年度～32年度までの各年度 100.0% ※27年度 100.0%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。	・納付期限後に督促状や未納通知書を送付し、1月に催告書を送付した。 ・各児童館職員から保護者に対して納付の勧奨に努めた。	・収納率 現年度分 99.97% （目標率100.00%に対し0.03ポイント減）		・児童の在籍中に放課後児童健全育成手数料が納付されるよう引き続き未納者に対し督促・説明を行い収納率の向上に努める。市外へ転出した場合であっても継続して納付勧奨や臨戸徴収を行う。	・No.7に同じ。	
		使用料、手数料等の適正化	行政課	維持	必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応能割と応益割の考え方により、使用料、手数料等の適正化を図る。平成31年10月からの消費税増税の転嫁を含め、見直しを行っていく。	受益者負担の適正化が図られる。	検討	検討	検討	実施	実施	・平成28年度決算の最新数値等を反映したコスト計算を実施し、その結果及び社会情勢等を勘案したうえで、改めて見直し指針案、料金改定案を策定する。	・平成28年度決算における関係課によるコスト計算、行政課長ヒアリングを実施した。	・平成31年10月からの消費税率改正を機に適正な使用料・手数料等を設定するための情報を収集することができた。			・見直し指針案、料金改定案を確定後、条例改正、平成31年度予算編成への反映、市民周知を行う。	・市民に施設を維持管理するのに必要なコストを知ってもらうことが、使用料・手数料見直しに当たっての前提となる。
		クレジットカード収納の実施	税務課	変更	市税の新たな納付方法として、自宅でも納付できるクレジットカード収納を導入し、納税者の利便性の向上を図る。	クレジットカード収納は、納税通知書があればパソコンや携帯端末（スマートフォンを含む。）などインターネットで手続ができるため、場所を問わず納付できるメリットがある。カード利用時にはポイントがたまり、また、手元に現金がなくても納付が可能であることと、支払いをリボ払いにすれば自分で分割納付を設定することができるなど納税者の利便性が向上する。	検討	検討	検討	実施	実施	・実施計画に計上し、導入に向けた予算化の検討を行う。	・費用対効果や手数料の負担割合などを検討した。 ・他市の導入状況について情報収集した。	・他市の導入状況を把握することができた。			・実施の時期を見直した。	・近隣市の状況や費用対効果などを検証しながら、導入に向けた予算化の検討を行う。

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32						
(2) 持続可能な財政基盤の確立	② 積極的な財源確保				ふるさといわくら応援寄附金制度本来の趣旨を理解した上で、地元の特産品等や岩倉市を全国にPRする絶好の機会と捉え、お礼の品を幅広く発掘するとともに、岩倉市のふるさといわくら応援寄附金制度、お礼の品を積極的にPRし、寄附金を確保する。	(旧) 幅広いお礼の品の発掘、積極的なPRにより、全国に岩倉市及び特産品をPRすることができ、地域産業の振興につながる。また、多くの岩倉市への応援の気持ちと寄附金を確保することができる。 目標額： <u>28年度～32年度までの各年度13,795千円</u> (積算根拠) <u>27年度寄附金額(歳入)－27年度寄附金謝礼等支出額(歳出)</u> (新) 幅広いお礼の品の発掘、積極的なPRにより、全国に岩倉市及び特産品をPRすることができ、地域産業の振興につながる。また、多くの岩倉市への応援の気持ちと寄附金を確保することができる。 目標額： <u>30年度～32年度までの各年度36,919千円</u> (積算根拠) <u>29年度寄附金額(歳入)－29年度寄附金謝礼等支出額(歳出)</u>	13,795千円	13,795千円	13,795千円	13,795千円	13,795千円	・引き続き、お礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、寄附金を確保する。	・お礼の品を随時追加し、平成29年度当初44種類だったものを49種類とした。また、年末にかけて、期間限定でおせち料理をお礼の品として追加した。 加えて、新たな利用サイトへの登録、桜まつりの来場者や転出者にパンフレットを用いてPRするなど寄附金確保に努めた。	・お礼の品の追加などの効果もあり、目標金額を上回る実績を残すことができた。 目標金額：13,795千円 実績：58,981,108円（歳入）-22,061,639円（歳出）＝36,919,469円 参考：H29市民税影響額 △61,713,730円	・目標額を上方修正した。	・お礼の品を追加していくとともに積極的にPRし、寄附金を確保する。	・ふるさと納税の返礼品として、市内での体験型プログラムも検討してほしい。
								36,919千円	36,919千円	36,919千円							
		ふるさといわくら応援寄附金の積極的な推進	秘書企画課	変更			検討	実施	実施	実施	実施	・土地開発基金で保有している土地の適正化方針を策定する。	・土地の適正化方針の策定には至らなかった。 ・基金で保有している鈴井町の土地（はなのき広場）の処分について検討した。	・土地の適正化方針の策定の必要性を再認識することができ、また、土地開発基金で保有する土地の処分等について課題として認識していることから、継続的に各年度の予算編成の指針となる実施計画に計上することにした。	/	・土地開発基金で保有している土地の適正化方針を策定する。	—
		公共施設の活用による財源確保	行政課	変更	これまで実施している広告付き電子掲示板や広告付き案内地図の設置、自動販売機の入札のほか、公共施設の空きスペースを活用した財源確保策を検討する。	公共施設の空きスペースを効率的に活用することで、新たな財源の確保につながる。	研究	研究	実施	実施	実施	・公共施設の活用について、引き続き研究を進める。	・他市の実施状況について研究した。	・他市の実施状況を把握することができた。	・平成30年度に確かな行政運営プロジェクトにおいて研究を行うため、年度目標を変更する。	・市長manifestoの実現に向けて取り組む確かな行政運営プロジェクトにおいて、公共施設のネーミングライツの導入について研究する。	—
									研究	実施	実施						

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
18	(2) 持続可能な財政基盤の確立	② 積極的な財源確保	新たな企業誘致による市税収入の増	企業立地推進室	変更	(旧) 安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、工場等新設奨励金又は増設奨励金を積極的に周知するとともに、 <u>雇用促進奨励金について「企業立地の促進等に関する条例」に追加制定する。</u> (新) 安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、工場等新設・増設奨励金制度及び <u>雇用促進奨励金制度を積極的に周知する。</u> <u>工業系土地開発事業による企業誘致を目指している川井町・野寄町地区において愛知県企業庁と共同し事業の実現に向けて検討する。</u>	(旧) <u>将来的に、企業の新設又は増設や雇用促進による税収増が見込める。</u> <u>目標件数：28年度～32年度までの各年度 1件</u> (新) <u>将来的に企業の進出による税収増につながる。</u>	1件	1件	1件	1件	1件	・改正した「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報やホームページで周知を図る。また、開発相談や建築相談の部署と連携し情報収集に努め、相談事業者に対して条例の周知を図っていく。	・市のホームページ、窓口に配置したチラシや愛知県のハンドブックへの掲載等により条例の周知を図ったが、制度の活用には至らなかった。 ・開発相談に来た事業者に対して条例の説明を行い、岩倉市で操業してもらうよう働きかけた。	・窓口で条例について説明した事業者の中に平成30年度に開発する予定の事業者があり、業種も奨励金の交付要件も満たしているため、予定通り着手されれば将来的な税収増につながると考える。	・「雇用促進奨励金について企業立地の促進等に関する条例に追加制定する」を削除する。 理由としては、雇用促進奨励金について平成28年12月26日に条例改正で加えたため。 ・川井町・野寄町地区での工業系土地開発事業について市・企業庁共同による検討段階に入ったため。	・「企業立地の促進等に関する条例」を市の広報やホームページ、愛知県のハンドブックへの掲載等により周知を図る。また、開発関係や建築の部署と連携し情報収集に努め、相談のあった事業者に対して条例の周知を図っていく。 ・企業誘致については開発検討区域での事業実現のため検討しながら愛知県等の関係機関と協議を行う。	・企業の立地に際しては、緑化についても留意してほしい。
										検討	検討	検討						
19	(2) 持続可能な財政基盤の確立	③ 歳出の効率化	将来にも責任ある計画的な予算編成	行政課	維持	各課からの予算要求については、施策評価等の結果が反映されているかを確認するとともに、市民意向と費用対効果を検討する。また、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うことで、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成する。	適正かつ厳格な予算執行が期待できる。	検討	実施	実施	実施	実施	・関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算編成とする。施策評価等の予算反映は、要求書等で確認できるよう検討していく。	・予算編成については、債務負担行為を活用し、年度内の舗装等工事の平準化や複数年にわたる契約額の適正化に努めた。 ・2施設における空調設備の導入については、リース調達や入札の共同実施により導入費用のほか保守費や修繕費等の削減ができた。 ・適切な変更契約や備品購入等を行うため、平成29年4月に「予算執行に係る留意事項」を全所属に通知した。 ・予算編成に当たって施策評価等の結果を反映するよう全所属に通知した。 ・将来的な財源不足に備えるため、教育環境整備基金を創設し積み立てた。	・適正かつ厳格な予算執行に努めることができた。		・関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算編成とする。施策評価等の予算反映は、要求書等で確認できるよう検討していく。	—

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32						
② 持続可能な財政基盤の確立	③ 歳出の効率化	支給物品等の消耗品購入費の削減	会計課	変更	所属別の要求数と費用をとりまとめて通知するなど、会計課から職員がコスト意識を高めるよう情報発信を行い、支給物品等の消耗品購入費の削減を図る。	(旧) 支給物品等の消耗品は、全職員が使用するものであるため、全体の中で各所属が使用している件数と費用を庁内に周知して全職員のコスト意識を高めることにより、消耗品購入費が削減できる。 特に内部会議資料のコピーで、再利用(裏面利用)を行うことは、資源保護にもつながる。 (新) 支給物品等の消耗品は、全職員が使用するものであるため、全体の中で各所属が使用している件数と費用を庁内に周知して全職員のコスト意識を高めることにより、消耗品購入費が削減できる。 特に内部会議資料のコピーで、再利用(裏面利用)を行うことは、資源保護にもつながる。 <u>目標：再生紙使用実績額</u> <u>積算根拠：平成29年度実績の5%減</u>	実施	実施	実施	実施	実施	・職員のコスト意識喚起を継続する。 ・再生紙の削減に関することや、支給物品の所属別要求数の集計結果等を「会計だより」などで職員に周知する。	・支給物品の要求数が多いときは、担当課の職員に必要性を確認した。 ・担当課で再生紙の在庫を過剰に持たないようにするため、一定量の入荷後は保管場所に在庫がなくても補充をせず、次の入荷までに必要な場合のみ連絡してもらうように周知した。	・平成29年度再生紙使用実績額は2,786,715円で、前年度と比較して28,453円減少した。	・取組内容の効果見込として再生紙使用実績額を目標として加えた。	・職員のコスト意識喚起を継続する。支給物品の所属別要求数の集計結果等を周知する。	・支給物品について、1人当たりの費用を算出して周知する等、工夫してほしい。 ・どのように職員のコスト意識につながったのか報告してほしい。
									2,648千円	2,648千円	2,648千円						
		経常経費の削減	—	—	維持	予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。	実施	実施	実施	実施	実施		・平成29年度予算編成方針等に係る削減事務事業の見直し：230万3千円 経常経費の削減：3,516万7千円			
④ 財政情報の公表と財政健全化への取組	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供	行政課	維持	広報紙、ホームページに掲載している予算の概要、決算状況、財務書類4表、財政健全化判断比率等を図、表、用語解説等を付記し、より分かりやすいものとしていく。	財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く認識してもらうことで、市民の信頼を深められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。		実施	実施	実施	実施	実施	・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすくを念頭に置き、工夫する。	・財政状況の公表は、予算・決算報告、総合計画に沿った事業報告、健全化判断比率の報告等について、見やすく、分かりやすい掲載に努めた。 ・新たに国の統一的な基準による財務書類4表を作成しホームページで公表した。	・財政状況の公表により、市民等にその状況を正しく、広く周知することができた。		・予算、決算状況等の公表について、より分かりやすくを念頭に置き、工夫する。 ・国の統一的な基準による財務書類の見方や解説集を作成する。	・コストをかけて導入した財務書類4表の活用について検討してほしい。
	市債残高の削減	行政課	維持	市債残高を削減していくために、毎年度の市債発行額が元金償還額を上回らないような財政運営をしていく。なお、市債(一般会計)残高の削減目標値を5年前(平成23年度)の水準に戻すために4億円とする。	市債(一般会計)残高の削減：4億円 毎年度の市債発行額が、元金償還額を上回らないようにすることで市債残高が削減し、将来の世代への負担が軽減されるとともに財政健全化へ寄与することができる。	検討	1億円削減	1億円削減	1億円削減	1億円削減	・平成30年度の予算編成において、市債発行額が、元金償還額を上回らないようにする。						

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32						
② 持続可能な財政基盤の確立	⑤ 上水道及び下水道事業の健全経営	上水道事業の健全経営	上下水道課	維持	水道料金及び下水道使用料の徴収業務は、平成20年度から民間委託により効率化・合理化・運営体制の強化などで経営改善を図ってきた。また、生活スタイルの変化により料金支払方法が多様化する等の利用者ニーズへの対応と、きめ細かなサービスの充実で収納率を向上させて財政基盤の強化を進める。	コンビニ収納や閉栓時の現地精算等の収納サービス向上に取り組むことで収納率の向上を図る。 収納率目標（現年度分） 32年度 98.97%（水道料金） 98.54%(下水道使用料) 前年度対比で0.04ポイントの上昇を目標とする。 ※27年度 98.77%（水道料金）、98.34%（下水道使用料）	98.81% (水道料金) 98.38% (下水道使用料)	98.85% (水道料金) 98.42% (下水道使用料)	98.89% (水道料金) 98.46% (下水道使用料)	98.93% (水道料金) 98.50% (下水道使用料)	98.97% (水道料金) 98.54% (下水道使用料)	・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	・収納率向上のため委託業者との打合せを月2回実施して、業者への指導監督を行った。 ・収納率向上の取組としては、未納者への電話催告及び夜間・休日訪問徴収の実施をするとともに1期分からの未納者に対し、早期に対応する取組を行った。また、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を実施し、対応強化に努めた。	・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組の検討を行った。その結果、収納率は次のとおりとなった。 【水道料金】 現年度分98.69%（目標率98.85%に対し、0.16ポイント減） 【下水道使用料】 現年度98.47%（目標率98.42%に対し、0.05ポイント増）		・収納率向上のため委託業者との打合せを行い、夜間・休日訪問による徴収や閉栓時の現地精算を実施する等、未収金が出ないよう効果的な対策に取り組む。	・No.7に同じ。 ・公営企業会計に移行することによって受益者負担金に影響を及ぼすことが想定されるので、慎重に対応してほしい。
		下水道事業の健全経営	上下水道課	維持	下水道事業に地方公営企業法を適用させ、公営企業会計に移行することで経営状況を明らかにし、一層の健全化を図る。	官庁会計では、引当金や減損損失、減価償却の概念がなく使用料原価が適切に積算されないため、公営企業会計に移行することで、適正な使用料算定の根拠とすることができる。	基本計画	資産調査等	例規整備・会計システム導入等	実施	実施	・法適化の準備作業のうち、固定資産調査・評価業務に取り掛かるとともに、会計システムの検討などを行う。	・平成28年度末までの固定資産調査・評価業務を行った。 ・会計システム構築のために、勘定科目の検討システムのデモンストレーションを行った。 ・条例改正の検討などを行った。	・固定資産調査・評価業務が終わったため、減価償却費が算定され、公営企業会計用の予算作成資料が整った。		・平成31年4月1日から公営企業会計に移行できるように、公営企業会計用の予算作成、会計システムの構築及び関連部署との調整等を行う。	—

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
26	③質の高い行政経営の推進	①市民サービスの充実	コミュニケーション支援の充実	福祉課	変更	(旧) 手話通訳・要約筆記の派遣など、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るため、手話奉仕員養成講座を開催し、担い手となる手話奉仕員の養成を行うとともに、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への協力を行う。 <u>手話奉仕員になるために必要とする養成期間の短縮や手話講座内容の充実等を図るため、平成29年度から2市2町（犬山市、江南市、大口町、扶桑町）が共同で開催している手話奉仕員養成講座に加入する。</u>	(旧) 手話奉仕員、要約筆記従事者が市内に増えることで、聴覚・言語障害のある人の積極的な社会参加の促進や、災害時における支援につながる。 <u>2市2町共同の講座に加入することで、短期間での市内手話奉仕員の増員が見込まれることや、手話通訳者を目指す人に対し、スキルアップ講座を受講できる環境が整うため、手話通訳者の増員につながる。また、手話奉仕員養成講座の委託費用の削減を図ることができる。</u>	実施	実施	実施	実施	実施	・手話奉仕員養成講座を2市2町共同の開催に加入し、短期間での市内手話奉仕員の増員や、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を受講できる環境を整える。 ・市の行事に手話通訳や要約筆記を設置し聴覚・言語障害のある人の積極的な社会参加の促進につなげる。 ・視覚障害のある人の社会参加の促進を図るつどいを行う。	・3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座が大口町であり、岩倉市からは4人の受講があった（3人修了）。 ・社会福祉協議会主催の要約筆記（3人修了）、音訳（7人修了）、点字（2人修了）ボランティア養成講座についての開催を市広報、窓口で周知を行った。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座受講者に対して、講座内で職員が災害時の情報保障支援者としての協力をお願いした。 ・視覚障害のある人の社会参加の促進を図るため「視覚障害者のつどい」を開催した。 (参加者38人) ・窓口対応職員を対象に手話講座を実践した。	・市内に手話、要約筆記の講座受講修了者が増えていくことにより、聴覚障害者の社会参加がしやすい環境を整えた。 ・手話奉仕員養成講座や要約筆記入門講座、音訳ボランティア養成講座や点字ボランティア養成講座を開催し、受講終了後ボランティア団体に加入し支援者として活動を行っている。（実績10人） ・「視覚障害者のつどい」をきっかけに音訳、点字ボランティアのコミュニケーション支援のもと視覚障害者の情報交換の場として「ライトサロン」が設置され、視覚障害者の情報交流が図られた。	・県が制定した「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（平成28年10月18日施行）を踏まえ、聴覚障害者だけを対象とした取組ではなく幅広く行う。	・3市2町共同で開催の手話奉仕員養成講座が、幅広い年代の人達の手話奉仕員育成のために、講座を夜間に行う。また、手話通訳者を目指す人に対してスキルアップ講座を開催する。 ・市の行事に要約筆記者を配置し、中途難聴障害者や高齢者の社会参加促進につなげる。 ・様々なところに手話ができる人を増やし、手話が必要な人にも生活しやすいようにするため、コミュニケーション支援の充実に向けて、庁舎内や福祉活動に携わる人への手話講座の開催を行う。 ・「ライトサロン」参加者を増やすために、チラシを福祉課窓口以外の所にも設置するなど視覚障害者の支援を行う。	・ボランティアに携わる人が高齢化しているので、若年層をコミュニケーション支援ボランティア活動に取り込む方策を検討してほしい。
27			がん検診等のセット受診の導入	健康課	維持	一人でも多くの人のがん検診等を受診できるよう、各種検診の実施日を調整し、複数検診の同日実施を追加する。	一度に複数の検診を受診できるようにすることで、市民の利便性向上につながる。 目標 子宮頸がん検診受診率32年度 40%（27年度実績26.1%） ※女性特有のがんの中で、最も受診率の低い子宮頸がん検診をセット検診とすることで受診率の向上を目指すもの。	検討	検討	36%	38%	40%	・「けん診ガイド」等でレディースセット検診（子宮頸がん検診、乳がんエコー検診、骨粗しょう症検診）を周知し、若い女性の受診率の向上を図る。 ・レディースセット検診の受診状況を分析し、実施内容を検討する。	・レディースセット検診を1日導入したところ、申込初日に定員70人に達し、定員以上に希望者があった。 ・3つの検診をセットで実施することにより委託料が298円安価になった。 ・アンケートを実施した結果、複数の検診を同日に受診することを希望する声が多かったため、平成30年度に向けてレディースセット検診の種類や定員を増やせるよう、委託業者と調整した。	・平成29年度子宮頸がん検診の受診率は29.5%で、平成28年度より2.9%向上した。 ・委託料が安価になった結果、自己負担額を50円安価にできた。 ・平成30年度に向けてレディースセット検診の定員を190人増員し、6日間設定できた。その内、同日に胃がん検診、大腸がん検診、ヤング健診を受診できる日を2日間設定できた。 ・レディースセット検診の乳がん検診は、マンモ検診かエコー検診を選択できるよう2種類設定できた。		・レディースセット検診の定員を拡大することにより、受診率の向上につなげる。 ・ほっと情報メール等を活用し周知に努める。	—

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見		
							28	29	30	31	32								
(3) 質の高い行政経営の推進	② 民間活力の積極的活用	民間活力の活用を検討する仕組みの構築	秘書企画課	整理	公共施設の整備等（運営、維持管理含む。）の方針を検討するに当たって自ら公共施設等の整備等を行う従来型の手法に優先してPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを検討する仕組みを導入するとともに、既存の民間委託等検討ガイドラインの見直しを行う。	PPP/PFI手法の優先的検討規程の策定により、岩倉市における民間活力の活用についての方針を明確にするとともに、PPP/PFI手法の優先的検討規程において簡易な検討の計算表を示すことで、庁内における導入の可能性の調査の実施に繋げることが可能となる。	検討	検討・実施	実施	実施	実施	・PPP/PFI手法優先的検討ガイドラインを策定し、併せて民間委託等検討ガイドラインの見直しを行う。	・PPP/PFI手法優先的導入検討ガイドラインの策定及び民間委託等検討ガイドラインの見直しを行った。	・ガイドラインの策定により、民間委託等の推進についての方針を明確にすることができた。	・取組内容を達成したため整理した。 今後は、平成29年度の民間委託等推進ガイドラインに合わせて設置した民間活力活用推進委員会により検討を進めるため、具体的な案件がある場合は、適切な時期にそれぞれの担当課が行動計画（項目）に追加するものとする。		—		
		市民プラザ及び市民活動支援センターにおける民間活力の活用	協働推進課	変更	（旧）市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センター運営業務について、 <u>民間活力を導入する。その業務について毎年モニタリングを実施し、結果を運営業務に反映させ、より質の高い市民サービスを行う。</u> （新）市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センター運営業務について、 <u>民間活力を引き続き活用する。</u> また、 <u>その業務について毎年モニタリングを実施し、結果を運営業務に反映させ、より質の高い市民サービスを行う。</u>	（旧） <u>民間活力を導入することで、民間の優れた創造力、技術力、知識、経験を生かした市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センターの運営により、市民との協働を中間支援組織として推進することができる。</u> （新） <u>民間活力を活用することにより、民間の優れた創造力、技術力、知識、経験を生かした市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センターの運営により、市民との協働を中間支援組織として推進することができる。</u>	実施	実施	実施	実施	実施	・委託業者と契約を行う際、今年度の事業計画等打合わせを綿密に行う。 ・委託業者と連携し、市民活動の支援を引き続き行う。 ・現状の課題解決に向けて方策等を検討する。	・年度当初に庶務や事業内容等について詳細な打合せを行い、事業計画を作成した。 ・計画に沿って、「つつじ交流会」や「年忘れ懇親会」など市民活動団体の交流を深め、その活動を周知するイベントを実施した。 ・市民活動支援センターの自主事業の講座を3講座全11回実施した。イベントや各講座終了後には参加者にアンケートを実施し、より良い市民サービスの提供を行う資料とすることができた。 ・平成28年度に実施したモニタリング結果を踏まえ施設の運営業務の改善策を検討した。	・市民活動支援センターの自主事業（講座）を実施したことにより、市民活動団体等に多様な分野の知識を習得できる機会や市民活動を始めるきっかけ作りの場を提供することができた。 ・モニタリング結果による受付業務スタッフの増員や業務報告書類等の様式の見直しにより、利用者が快適に利用できるよう施設の管理業務サービスの充実を図ることができた。	・市民プラザの受付等業務及び市民活動支援センター運営業務について、民間活力の導入は完了した。 ・引き続き民間活力を活用した運営業務の充実に取り組んでいくため、取組内容及び効果見込みの記載を変更した。			・市民活動支援センターの利用者アンケート等の結果を踏まえながら、市民等のニーズを満たせるような事業の企画運営に努める。 ・前年度のモニタリングを実施する。 ・行政区の支援としてホームページの開設等の支援を行う。	・モニタリングに関しては、新たに策定された「指定管理者モニタリングマニュアル」に準じた形で取り組んでほしい。
		民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理	行政課	整理	民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一的な仕組みと基準等について民間活力等活用検討委員会において整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。	モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。	検討	検討	実施	実施	実施	・モニタリングについての市の統一的な仕組みと基準を策定する。	・民間委託等推進ガイドラインの策定に合わせて、指定管理者のモニタリングを行うための「指定管理者モニタリングマニュアル」を定めた。	・指定管理者のモニタリングを統一的に行うための基準ができた。	・民間委託等推進ガイドラインにおいて民間委託等の種類ごとにモニタリングの基準を定めることとしており、その1つとして「指定管理者のモニタリングマニュアル」を定めて統一的に運用する仕組みと基準を定めることができたため、「整理」とする。				・指定管理者モニタリングマニュアルを用いた評価の結果について、市民に公表してほしい。 ・統一的な基準である指定管理者モニタリングマニュアルに基づいてプロポーザルを行うようにしてほしい。

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
31	(3) 質の高い行政経営の推進	② 民間活力の積極的活用	民間企業等との災害時 応援協定の締結	危機管理課	維持	岩倉市の防災対策として、民間企業等に協力依頼することが適当と思われる分野（医薬品の供給、仮設住宅、支援物資関係、福祉避難所）の項目について、災害時の協定を締結する。	大規模災害時の対応を民間企業等の力を借り円滑に行うことができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・他自治体での協定締結状況の情報収集と協定の内容の検討を行う。 ・社会福祉法人いわくら福祉会と大規模災害時に福祉避難所として施設を使用する協定の締結に向けた協議を開始する。協定については年度内の締結を目指す。	・他自治体での協定締結状況や協定内容について情報収集を行い、「災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定」及び「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結した。 ・いわくら福祉会と「災害時要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定」を締結した。 ・既に、yahooサイトやGoogleサイトに避難場所マップとして掲載している。	・災害時に必要な資機材を、迅速かつ円滑に提供していただくことで、応急対策及び復旧業務の対応力向上を図ることができるようになった。 ・災害時の行政手続に不安を抱える被災市民への相談や書類作成の体制を整備することができた。 ・災害時に、いわくら福祉会が所有するみのりの里を福祉避難所として開設することで、通常の避難所では生活が困難な知的障がい者等に対応することができるようになった。		・被災自治体における災害対応の問題点や課題、他自治体の協定締結状況や協定内容等について情報収集を行い締結に向けた検討をする。 ・災害時に、円滑な物資の輸送・搬入を可能とするため、支援物資の輸送手段や保管場所の整備に向けて、関連企業と協定の締結に向けた協議を開始し、協定については年度内の締結を目指す。	・ハザードマップ等を常に市民の目に見える形で公共施設に貼り出すよう工夫してほしい。
32			救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上	消防署	維持	幅広い年齢層に、応急手当講習会や普通救命講習会への受講を促し、受講者を増加させるとともに、市内のAEDを充実させ救急救命率の向上を図る。	心肺停止者や重篤な傷病者が発生した場合、近くにいるバイスタンダーが重要な役目を果たしうる市民の救命処置を向上させることで、一人でも多くの傷病者に対しての社会復帰が可能となる。 目標：心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率（各年1～12月） 32年 65.00% ※27年心肺停止者に対するバイスタンダーのCPR実施率58.3%（36件中21件） ※バイスタンダー：偶然その場に居合わせた人 CPR：心肺蘇生法	58.50%	60.00%	61.50%	63.00%	65.00%	・南部中学校の2年生にも普通救命講習会を実施できるよう働きかける。 ・応急手当講習会や上級及び普通救命講習会への受講者拡大を図る。 ・公共施設に設置しているAEDのリース更新にあわせて小・中学校を中心に屋外設置の拡大を検討する。	・平成29年度は南部中学校で普通救命講習会を実施できなかったが応急手当等講習会で応急手当の重要性を伝えることができた。平成30年度の教育カリキュラムへの取入れを依頼した。 ・上級・普通救命講習会受講者を広報に加え、新たにホームページで募集した。 ・公共施設のAEDの屋外設置に向けた方針を決定した。 ・応急手当講習会でAEDの設置場所を周知した。 ・バイスタンダーによるCPRが適応症例46件中24件行われた。（52.20%）	・中学校2年生にAEDの校内設置場所や使用方法を認識してもらえた。 ・講習会は1,750人の受講があったが昨年比42人の減少であった。しかしAEDの使用方法を含む講習会の受講者は59人増加した。 ・平成30年度に一部の公共施設でAED屋外設置の準備が整った。		・市内の中学校2年生に対し普通救命講習会を開催する。 ・応急手当等講習会の開催についてホームページを積極的に活用していく。併せて広報の掲載を定期的に行う。また、講習会の募集案内パンフレットを作成し、消防の各行事で配布していく。 ・全小中学校7か所と清掃事務所でAEDを屋外設置する。	—
33			給食調理業務及び配送業務における民間活力の活用	学校教育課	整理	平成28年8月から新しい学校給食センターの開所に合わせ給食調理及び配送等業務を民間に委託した。従来の学校給食センターでできなかったアレルギー対応やシェフのスペシャルメニューの提供を行う。	アレルギーで給食を食べることができなかった児童生徒に乳と卵の除去食を提供することができる。また、スペシャルメニューでは児童生徒に給食を楽しんでもらえる。 民間のノウハウを活用し、給食を提供することができる。	(業務委託)準備・実施	実施	実施	実施	実施	・平成29年9月の乳と卵の除去食提供に向け、事故がないよう受渡し方法等について学校との調整を進める。 ・シェフや委託業者と連携をはかり、スペシャルメニューの給食を提供する。	・安全に除去食を提供するため、学校と連携を図り、各学校で受渡し方法の検討やテスト配送を行い、平成29年9月から乳と卵の除去食の提供を開始した。 ・市制記念日の12月1日と学校給食週間中の1月30日に、食材や味付けに工夫を凝らしたシェフのスペシャルメニューの提供を行った。	・乳と卵のアレルギーで給食を食べることができなかった児童生徒に対し、除去食を提供することにより、安心して給食を食べてもらうことができた。 ・スペシャルメニューの提供により、児童生徒に普段とは違う給食を楽しんでもらえた。	・給食調理及び配送業務は平成28年8月から民間委託を、乳と卵の除去食の提供は平成29年9月から、シェフのスペシャルメニューの提供は平成29年度からそれぞれ実施することができた。これにより取り組むべき業務を達成することができたが、更に民間活力の拡大を図るため、新たな取組を設けるもの。		・これまで以上に、子どもたちに夢を与えられるスペシャルメニューとしてほしい。
								(アレルギー対応)準備	準備・実施	実施	実施	実施						
								(アレルギー対応)準備	準備・実施	実施	実施	実施						
								(アレルギー対応)準備	準備・実施	実施	実施	実施						

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
34	③	質の高い行政経営の推進	生涯学習センター及び総合体育文化センターの民間活力における施設利用の充実	生涯学習課	維持	民間活力の導入により、その効果を十分に発揮できるような環境の整備や指定管理者との連携及び調整を行う。	より多くの利用者に親しまれ、また、新たな利用者を取り込むことができるような施設の管理及び運営が可能になる。	実施	実施	実施	実施	実施	【生涯学習センター】 ・多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。また今後も利用者会議を適宜開催し、生涯学習センター運営が円滑にできるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っている。	【生涯学習センター】 ・指定管理者の企画・運営のもと生涯学習センターでは、平成29年度に開催した講座の総数は102講座であり、平成28年度と比較して3講座増加した。 ・利用者会議が3回開催され、その内容を生涯学習センター利用者に配布して情報提供に努めた。 ・平成29年度に初めて「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2017」を開催し、1,110人の来場者があった。	【生涯学習センター】 ・開催する講座数を増やし、多様なジャンルの講座を受講する機会を提供した。 ・利用者会議により、利用者間の問題意識の共有や、利用者意見を聴取することで、施設の管理運営に反映することができた。 ・初めて開催した「岩倉市生涯学習センターフェスティバル2017」では多くの来場者があり、日頃センターで活動している団体の活動内容を広く周知するとともに、生涯学習の啓発に努めることができた。		【生涯学習センター】 ・多種多様な講座を開催して講座の充実に努める。 ・今後も利用者会議を適宜開催し、生涯学習センター運営が円滑にできるよう利用者の意見を反映させた施設運営を行っていく。 ・「岩倉市生涯学習センターフェスティバル」を開催し、生涯学習活動等の周知及び啓発に努める。	—
													【総合体育文化センター】 ・新たな指定管理者によるスポーツ教室の充実や各種イベントの充実等が掲げられた事業計画を基に、指定管理者と市が連携し、協議しながら業務を行っていく。今までよりもさらに、誰もが気軽に参加できるイベントの創出、利用しやすい施設の充実を図っていく。	【総合体育文化センター】 ・平成29年度から指定管理者を変更した。指定管理者が年度当初に掲げた事業計画に基づき、市と連携しながら事業を進めることができた。 ・市内のスポーツ及び文化団体等と協力しながら、指定管理者による様々な事業を展開した。 ・平成29年4月と平成30年3月の年2回、利用者アンケートを実施し、利用者からのニーズやご意見等を確認した。	【総合体育文化センター】 ・市内の各スポーツ及び文化団体等と協働で、様々な教室やイベント等を開催することで、地域の繋がりと交流を育むことができた。 ・子どもから高齢者まで、スポーツ振興と体力及び健康の増進、文化芸術の振興の機会を提供することができた。 ・トレーニング室を活用した保健センターとの協働事業では、参加者の運動と健康に対する意識の向上を図ることができた。		【総合体育文化センター】 ・指定管理者と市が連携し、協議しながらスポーツ及び文化団体等と協働で行う教室、イベント等を開催していく。 ・平成29年度に実施した利用者アンケートの結果等により、利用者のニーズ、要望等に沿った事業を企画・運営していく。 ・利用者や利用団体から、気軽にご意見やご要望をいただく場として新たに懇話会を設置し、よりよい施設管理や運営、更なるサービスの向上に努めていく。	

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32						
③ 質の高い行政経営の推進	② 民間活力の積極的活用	指定管理者 監査の実施	監査委員事務局	維持	指定管理者制度が法律、条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、また、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているか等を着眼点とし、年間1団体1施設を対象として計画的に監査を実施する。	指定管理者が持つノウハウにより多様化する市民のニーズに応えることができているか、市民サービスの向上、管理コストの節減が図られているかなどの検証をすることにより、指定管理者制度の適正な運用に資することができる。 また、監査は指定管理者に対する牽制的な効果もあり、事務の効率性・適正性の客観的な判断や不正防止を図る上で有効な手段である。	検討	実施	実施	実施	実施	・教育こども未来部の定期監査に合わせて所管する1施設の指定管理者監査を実施する。 ・初めての監査なので、監査調書やチェックリストの有効性についても検証する。	・教育こども未来部の子育て支援課の定期監査に合わせて同課が所管するみどりの家の指定管理者監査を実施した。 ・事前監査、本監査における監査調書、チェックリストの有効性を検証した。	・みどりの家の指定管理業務に係る問題点等の改善に寄与した。 ・作成していたチェックリストにより効率的に事前監査、本監査を実施することができた。また、チェックリストの項目や内容の過不足の洗い出しができた。		・教育こども未来部が所管する1施設で指定管理者監査を実施する。 ・定期監査との同時実施については被監査部局の事務負担が大きく、また、事前審査にかける時間配分に余裕がなかったことから、対象施設、監査時期について監査計画の見直しをする。 ・事前審査、本監査に使用するチェックリストの項目や内容について、29年度監査の実績を踏まえて精査する。 ・平成30年3月に「指定管理者モニタリングマニュアル」が策定されたため、それを参考にしながらモニタリングの実施状況について確認する。	・モニタリングマニュアルも監査に当たって参考になると思うので、指定管理者監査の状況について、次年度以降も継続して報告してほしい。
	③ 事務事業の見直しと再編	施策評価における外部評価の導入	秘書企画課	維持	総合計画の進行管理として、各施策の着実な推進を図るため、平成23年度から実施している施策評価について、外部評価の仕組の導入を検討する。	市民にとって、わかりやすい評価の仕組が構築され、客観的評価により、適切に施策が推進される。	検討	検討	試行実施	試行実施	試行実施	・平成30年度からの試行実施に向け、評価組織、内容、PDCAサイクルの考え方などを踏まえ、試行の実施方法について決定する。	・内部評価を継続して実施した。 ・外部評価の試行実施に向けて検討を行い、平成30年度に行政評価有識者会議を設置することとした。 ・既存の評価シートを用いて一部の施策の評価を行うとともに、本格実施に向けて評価のあり方を検討することとした。	・年度目標のとおり、試行実施をするための組織の設置等を行うことで、外部評価の実施に向け準備をすることができた。		・行政評価有識者会議を設置し、外部評価（試行）を実施する。	—
	④ 公共施設等の計画的な改修と有効活用	公共施設の最適な配置	都市整備課	変更	公共施設の来るべき老朽化や人口構造、社会的ニーズの変化に対応するため、公共施設の長寿命化を図るとともに、施設の統廃合も含めた今後のあり方を検討し、最適な配置の実現に向けた事業を推進していく。	公共施設を維持管理、運営していく上で、今後、公共施設としての機能を最大限に発揮させることにより、修繕・更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図ることができる。	計画策定	計画策定	実施	実施	実施	・公共施設再配置計画の策定に向け、市民説明会や関係団体へのヒアリング等を実施しながら広く市民の意見を聞き、実効性のある統合や複合化といった再編となるモデル事業案を策定する。	・平成28年度に引き続き公共施設再配置計画検討委員会を7回開催し、モデル事業案の策定に先立って施設ごとの再配置方針や学校施設長寿命化計画について検討・協議を行った。 ・岩倉総合高校の生徒を対象に、課題のある施設（希望の家、第二児童館）について、施設のイメージや将来の施設のあり方についてワークショップを開催した。 ・公立保育園適正配置方針については、公立保育園適正配置方針に係る懇話会において別途検討した。	・公共施設再配置計画の策定にあたっては、施設ごとの再配置の基本的な方針案を策定することができた。 ・ワークショップを実施したことで、若い世代の公共施設に対するイメージや将来の施設のあり方について、把握することができた。		・公立施設再配置計画の策定にあたり、学校施設長寿命化計画及び公立保育園適正配置方針との整合性を図ることが必要となったことから、策定時期を平成29年度から平成30年度に延長した。	・計画策定の最終年度ということで、施設ごとの再配置の基本的な方針に基づき、市民説明会や関係団体ヒアリングなどを実施しながら、再配置計画のモデル事業案を策定する。

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
38	(3) 質の高い行政経営の推進	④ 公共施設等の計画的な改修と有効活用	排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理	維持管理課	維持	来たるべき老朽化による維持管理費の増大に対応するため、排水機場については新たに修繕計画を策定し、県事業及び県補助金を活用する。また、公園施設・橋梁については引き続き長寿命化計画を定期的に見直しながら推進する。	計画的な維持管理・更新を行うことでライフサイクルコストの縮減を図りつつ、各施設の安全性・信頼性を高めることができる。	検討	実施	実施	実施	実施	・排水機場・橋梁については、引き続き計画を適宜見直しながら、それに基づく改修・点検を実施していく。 ・公園施設は既存長寿命化計画どおりに進めることが難しくなっているため、計画の抜本的な見直しを実施する。	・排水機場については、補修・補強等機能保全対策修繕計画に基づき3機場の修繕を実施した。 ・公園施設については、長寿命化計画を見直し、それに基づき天王公園の野外卓を更新した。 ・橋梁については、長寿命化計画に基づき名神高速道路側道南橋の補修工事と13橋の法定点検を実施した。	・排水機場については、故障中の施設の修繕を県と協議し、県補助事業で実施することで、市の財政負担を減らすことができた。 ・公園施設・橋梁については、長寿命化計画に基づく改修を実施することで適正管理を図ることができた。		・排水機場については、引き続き計画に基づく修繕を実施することに加え、統廃合についても念頭に置きながら県と協議していく。 ・公園施設・橋梁については、計画を適宜見直しながら、それに基づく改修・点検を実施していく。	—
			計画的な基幹管路の耐震化	上下水道課	維持	水道水の安定供給のため、計画的に基幹管路の耐震化を進める。 目標耐震化率 32年度 50.5% ※27年度基幹管路耐震化率18.8% (27年度全国平均 22.5%、27年度愛知県平均 38.5%)	基幹管路の耐震化工事を進めることにより、耐震化率を向上させることができる。 目標耐震化率 32年度 50.5% ※27年度基幹管路耐震化率18.8% (27年度全国平均 22.5%、27年度愛知県平均 38.5%)	27.0%	36.2%	41.0%	47.0%	50.5%	・平成28年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	・平成28年度に行った配水基幹管路布設替工事の実施設計により、基幹管路を788mの区間耐震管で布設替えを行い、耐震化率の向上を図った。	・耐震化率27.1% (目標より9.1%減) ※昨年度比4.9%増		・平成29年度に行った実施設計を基に、耐震化工事を行い耐震化率の向上を図る。	—
40			学校施設の安全性の向上と適切な維持管理	学校教育課	変更	(旧) 文科省通知「 <u>学校施設の維持管理の徹底について</u> 」を参考に <u>学校施設の有資格者による専門的な点検及び診断を定期的</u> に実施し、 <u>施設の損傷等を早期に発見することにより、計画的な維持管理・更新に取り組む。</u> (新) 平成30年3月に策定した <u>学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の不具合を未然に防ぐため、日常的、定期的な施設の点検を実施する。また、専門家による定期点検を5年間隔を目途に実施し、計画的な学校施設の維持管理に取り組む。</u>	施設の安全性の確保とともに、計画的な維持管理により、近い将来に見込まれる校舎や屋内運動場の再整備に向け、コストの縮減・平準化や施設の長寿命化を図ることができる。	検討	検討	実施	実施	実施	・公共施設等総合管理計画等との整合性を勘案しながら、学校施設の維持管理に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、メンテナンスサイクル（定期的な点検、診断、計画策定、対策の実施）を構築し、必要な経費について予算計上する。	・学校施設を教育環境の質的改善も考慮しながら適正に改修や建替えができるよう、コストの縮減と平準化を図ることを目的として、岩倉市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画として学校施設長寿命化計画を策定した。 ・各小中学校へ修繕調査を行い、今後、必要な修繕箇所と費用を把握して、予算計上し、施工した。	・計画策定により、学校施設の実態を把握し、今後の施設改修等における整備水準の基本的な考え方や改修等の優先順位付けについて整理することができた。 ・修繕調査を行うことにより、複数同時に発注する等、効率的な発注ができた。	・平成30年3月に策定した学校施設長寿命化計画において、今後の維持管理の項目・手法等を具体的に示したため、計画と取組内容との整合性を図るため、取組内容を一部変更した。	・学校施設長寿命化計画に基づき、国庫等財源の確保や経費縮減に向けた情報取得に努め、効率的かつ効果的な維持管理・更新に取り組む。 ・各小中学校へ修繕調査を行い、修繕箇所を把握し、必要な経費について予算計上する。	—

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
							28	29	30	31	32						
④情報化への取組と市民との行政情報の共有	①情報化による市民サービスの向上	ホームページの活用	協働推進課	変更	(旧) <u>新ホームページのアンケート機能を活用し、簡易な申込みや意見投稿（市民の声やパブリックコメントなど）ができるようにし、そこから得られた意見等を随時、施策や計画策定に反映させる。</u> (新) ホームページから簡易な申込みや意見投稿（市民の声やパブリックコメントなど）ができる機能を活用し、そこから得られた意見等を随時、施策や計画策定に反映させる。	簡易な手続がホームページからできるようになり、利便性が高まる。また、集計機能を活用することで迅速な集計、分析が可能になるとともに、市民の声を市政に反映しやすくなる。	実施	実施	実施	実施	実施	・ ホームページリニューアル後の事後評価のため、12月ごろにアンケートを実施する。 ・ 引き続きホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。	・ 12月にHPを用いたアンケートを実施した。（30件） ・ 11種類の計画等のパブリックコメントを実施し、ホームページを通じた意見の提出は3件あった。 ・ 「市民の声」について、ホームページを通じた投稿は92件だった。 ・ クロスワードクイズについて、ホームページを通じた回答は170件だった。	・ ホームページからの「市民の声」投稿が26件増え、手軽に意見を寄せることができる機会を提供できた。	・ 新ホームページが導入されたことから、引き続きその活用に取り組むため、取組内容の記述を変更した。	・ 各種イベントの参加申込をホームページで行えるよう取り組む。 ・ ホームページを効果的に活用し市政の市民意向の把握に努める。	—
		電子申請機会の導入	環境保全課 健康課	整理	<環境保全課> 犬の登録等業務の一部については電子申請を可能にしているが、粗大ごみ処理の申込などについても情報化を進め、電子申請機会の拡大に取り組む。 <健康課> がん検診の受診申込について電子申請が可能かどうか検討し、可能であれば導入する。	各種申込などの電子申請を可能にすることで、市民サービスの向上を図ることができる。	検討	検討	検討	実施	実施	【環境保全課】 【健康課】 ・引き続き先行自治体から運営状況等を聞き取り、事例研究を行う。 また、個人情報と本人確認の仕組みについて、関連部署と連携して対策を検討する。	【環境保全課】 ・電子申請を導入している先行自治体を訪問し、運営状況等の聞き取りを行った。また、先行自治体業務委託を行っている業者からの聞き取りも実施した。 【健康課】 ・電子申請でがん検診の受診申込を行っている先行自治体から運営状況等を聞き取った。 ・本市の情報システム部門の担当課と相談しながら、運用の可能性について検討した。	【環境保全課】 ・電子申請を行った場合に必要となる経費や運営に伴う利点や課題等について知ることができ、導入を検討をする上での参考となった。 【健康課】 ・電子申請専用のシステムを運用するための経費や本市のがん検診業務管理システムに申込データを手入力する必要があるなど、運用に関する課題を把握することができた。	【環境保全課】 ・市民の利便性向上の面から実施を検討してきたが、利便性が一定程度向上する一方、相応の経費（初年度約150万円、翌年度から約90万円）が必要となること、メールによるやり取りではトラブルが増加すること、事業系ごみの混入が防ぎにくいこと、収集業務に無駄が生じる可能性があること等の理由により電子申請の導入は困難と結論づけた。 【健康課】 ・電子申請の導入は、市民の利便性の向上が見込まれる一方、一定の経費が必要であること（年間約100万円）、申込時に個人情報や検診の受診歴を確認できない等の不都合が生じ、事務量の増大が予測されるため、電子申請の導入は困難であると結論づけた。 ・現状より利用しやすい方法を検討していく。		—

行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見									
							28	29	30	31	32															
(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有	② 情報化による事務の効率化	業務システムの最適化	協働推進課	変更	業務システムの更新に合わせ、事務の効率化、サービス提供の迅速化に資するシステムを選定・導入する。導入後も随時、最新のシステムや情報処理技術の動向について研究し、費用対効果も見据えながら導入を検討する。	事務の処理速度、正確性が向上し、業務の効率化が図られる。また、それに伴いサービスの質の向上が見込まれる。	調査・検討	調査・検討	実施	調査・検討	調査・検討	・マイナンバーを利用した情報連携等の進捗状況を勘案しながら住民情報系システム（個人番号利用系システム）の選定を進める。	・住民情報系システム（個人番号利用系システム）の更新に合わせて、7事務で独自利用によるマイナンバーを利用した情報連携を行うことを決定した。 また、LGWAN接続系（行政情報系）システムを更新した。	・情報連携に向けた準備を進めることができた。また、LGWAN接続系（行政情報系）システムの更新により、より効率的な事務処理を実現し、サービス水準の向上につなげることができた。	・平成29年度までの調査・検討に基づき、平成30年度以降、システムの導入を進めていくため、年度目標のうち、平成31年度及び32年度を実施とした。	・マイナンバーを利用した情報連携に対応したシステムを導入し、書類の省略や時間の短縮による市民サービス向上を図る。	—									
(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有	③ 市民と行政の情報の共有	市民との協働による広報紙づくり	協働推進課	維持	広報モニターの活動支援を行う。 市民からの情報発信を行う。	市民目線で情報発信ができる広報紙とすることで、市からのお知らせだけでなく、身近な情報や新しい発見に触れることができるため、情報の共有化が進む。	実施	実施	実施	実施	実施	・広報紙に投稿によって作るページを設け、市民の広報紙への関心や参加意欲を高める。	・投稿型コーナー「みんなの広場」には75件の投稿があった。広報モニターからは「まちかどスナップ」（15件）、「フォトニュース」（7件）の記事や写真等の提供があった。 ・広報モニター会議を2回開催した。	・写真や自作の短歌など、自身の作品が載ることで広報紙を身近に感じてもらうことができた。		・「みんなの広場」の周知に努めるとともに、市民との協働により特集等でより多くの市民を取り上げ関心を高める。	—									
(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有		広聴活動の充実と的確な情報発信	協働推進課	維持	市政モニター、市民の声、タウンミーティング等で広く意見を募集するほか、行政区等と意見交換会を実施するなど、積極的に要望や困りごとの把握に努める。 また、ホームページの充実やほっと情報メールの配信を行う。	市民が期待していること、知りたいと思っていることを的確に把握し、それに対する市の考え方や対応を多様な手段により積極的に公開・伝達していくことで情報の共有化が進む。	実施	実施	実施	実施	実施	・ホームページの機能をさらに活用して効果的な情報発信に努める。また、小学校区等でタウンミーティングを行い、これまで以上に積極的に地域の現状や課題の把握に努める。	・スマホ向けホームページで画像をスライドして表示できるようにした。 ・小学校区毎に子育て支援、健康長寿社会の実現等のテーマを中心に市長との意見交換会（5回、183人）を開催、市政モニター会議（4回、52人）、いどばた広聴（1回、8人）、タウンミーティング（1回、21人）を実施、市民の声には222件の投稿、ほっと情報メールでは421件の情報を配信した。	・ホームページへのアクセス数もリニューアル前より増加しており、より多くの人に情報を伝達できた。 ・様々な年代、地域の人から直接意見等を伺い、課題等の情報共有ができ今後の市政運営の参考とすることができた。		・ホームページをより見やすく、欲しい情報にたどりつきやすくする。 ・市民と直接意見を交わす意見交換会や、市政モニター、市民の声、タウンミーティングなど多様な広聴活動を行う。	・広聴に当たっては、多くの人に参加してもらえるよう、ホームページ等で周知に努めてほしい。 ・地域や世代でターゲットを絞って行うことも検討してほしい。									
(4) 情報化への取組と市民との行政情報の共有		民俗資料等のデータベース化と活用	生涯学習課	変更	（旧）郷土資料室に所蔵する民俗資料のデータベース化を進め、それらの情報を活用しホームページ上で企画展を開催する。 （新）市が所蔵する民俗資料に加え映像資料のデータベース化を進める。それらの情報を活用しホームページ上で企画展を開催する。	郷土の歴史や文化に対する理解を深め、郷土愛を育む。	検討	実施	実施	実施	実施	・先進的な事例の情報収集に努めるほか、平成29年度実施予定の企画展示についても、データベースの情報を活用し、ホームページ上で公開できるよう準備を進める。また、過去に開催した企画展示についても公開できるよう検討する。	・平成29年度に開催した民俗資料企画展「むかしの冬の暮らし展」を再構成し、データベースの情報を活用してホームページ上に掲載した。 ・岩倉民具研究会に委託し、郷土資料室に所蔵しているデータ化されていない民族資料について、データベース化を進めた。	・平成30年1月に生涯学習センターで開催した企画展示期間中に来場できなかった人にも、ホームページ上で常に閲覧できる形に整備し、本市が所蔵する民俗資料の知識習得の機会を提供した。	・郷土資料室で所蔵する民俗資料に加え、映像資料についてもデータベース化を行い、子どもたちをはじめ市民の皆さんに郷土に対する愛着をより一層深めていただく。	—										

No.	行政経営プランの位置づけ		取組業務	所管課	見直し	取組内容	効果見込	年度目標					平成29年度の計画	平成29年度の実績 (実施内容)	平成29年度の実施効果	見直し内容及びその理由	平成30年度の計画	行政経営プラン 推進委員会からの意見
								28	29	30	31	32						
47	の(4)共有情報化への取組と市民との行政情報	④情報セキュリティの確保	セキュリティレベルの向上	協働推進課	維持	最新のセキュリティ対策について、常に情報収集を行い、その時々に対応した高度なセキュリティレベルを確保する。 また、セキュリティ研修、標的型攻撃メールへの対応訓練等を継続的に実施し、セキュリティ意識の向上に努める。	セキュリティレベルが一定水準に保たれることにより、安心して情報やサービスの提供を受けることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	・あいち情報セキュリティクラウドに参加し、インターネット接続系のセキュリティ強化を図るとともに全ネットワークにおいて最適なセキュリティ環境を確保する。 また、研修や訓練を通じて職員一人ひとりのセキュリティ意識向上を図る。	・あいち情報セキュリティクラウドに参加した。 職員に対してセキュリティ研修（受講者数120人）を実施するとともに、標的型攻撃メール訓練（1回）を実施した。	・あいち情報セキュリティクラウドにより、インターネット環境のセキュリティ対策を強化することができセキュリティレベルを向上することができた。 ・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識を向上させることができた。		・研修や訓練を通じて職員のセキュリティ意識のさらなる向上に努めるとともに、最新の脅威についての情報収集を常に行い、高度なセキュリティ環境を保持する。	・全職員が研修を受講するよう引き続き取り組んでほしい。
48	③質の高い行政経営の推進	①市民サービスの充実	消費生活相談体制の充実	商工農政課	変更	(旧) 平成29年度より設置する岩倉市消費生活センターについて、多様化する消費生活に関する相談や苦情など迅速かつ適切に対応するため、消費生活専門相談員を確保するとともに、研修などによる資質向上を図り、相談体制の充実に努める。 (新) 平成29年度に設置した岩倉市消費生活センターについて、多様化する消費生活に関する相談や苦情など迅速かつ適切に対応するため、さらなるセンターの周知を図るとともに、消費生活専門相談員への研修や相談員間による情報共有の場などを通し資質向上を図る。 また、センターの利用状況に応じて、開設日時を拡充するなど、相談体制の充実に努める。	消費生活センターの相談体制を充実させることで、消費者トラブルに対する迅速な対応が可能となり、市民が安全で安心して豊かな消費生活を送ることが見込まれる。		実施	実施	実施	実施	・開設した消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・専門性の高い相談にも対応するため、年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施する。	・4月は、広報紙でセンターの開設日や時間、連絡先などを記した啓発用マグネットを全戸配布するとともに、多発する手口の注意喚起や消費生活に係る情報掲載した。また、11月の「いわくら市民ふれ愛まつり」内の消費生活フェアで、啓発用のエコバックを配布し、センターの周知に努めた。 ・相談員を国民生活センターの開催する研修等へ派遣した。 ・年10回弁護士を交えた相談を実施した。 ・117件の市民からの相談があった。	・消費生活センター開設に伴い、今後、よりよい相談体制の充実が必要であることが確認できた。	・相談員間の情報共有の場の創出や消費生活センターの利用状況に応じた開設日時の見直しなどを行うことで、よりよい相談体制の充実が見込まれる。	・開設した消費生活センターの周知に努める。 ・相談員の資質向上を図るため、国民生活センターが実施する研修等へ相談員の派遣を行う。 ・専門性の高い相談にも対応するため、年10回程度、弁護士を交えた相談等を実施する。	・次年度から、資料として相談の項目毎の相談実績を提出してほしい。 ・弁護士に依頼した相談についても、その結果を把握し、相談員にフィードバックする等してほしい。
										実施	実施	実施						
49			がん検診申込機会の拡大	健康課	新規	平日の開所時間に来所できない人のために、申込機会を拡大する。	市民サービスの向上及び受診率の向上が期待できる。			実施	実施	実施					・申込専用受付（場所）の設置期間を延長する。 ・保健センターの開庁所時間に来所できない人のために、申込日に日曜日も設定することを検討する。	—
50		活②用民間活力の積極的	学校給食の配膳業務における民間活力の活用	学校教育課	新規	平成31年8月の給食調理及び配送等業務委託の更新に伴い、新たに配膳業務を民間に委託する。	給食調理及び配送業務だけでなく、配膳業務も民間に委託することにより、調理から配膳まで給食に関する衛生管理が同じ水準で一貫して行うことができる。			準備	準備・実施	実施					・平成31年8月の委託業務の更新に向けて、（仮称）給食調理等業務委託事業者選定審査委員会を設置し、優先交渉権者を選定する。	—
51	市民（4）との情報化情報の取組と共有	ビ①ス情報の向上による市民サービス	ごみ分別アプリの導入	環境保全課	新規	スマートフォンの普及率が年々高まっている中、市民がごみの分別をより簡単に調べることができ、ごみ収集日や分別収集日のお知らせ、多言語対応も可能な「ごみ分別アプリ」を導入するもの。	ごみ分別アプリの導入により、市民の分別意識が高くなり、ごみの出し忘れを少なくすることができる。多言語対応にすることで外国人のごみ出しルールに対する理解が深まる。			検討	準備・実施	実施					・先行自治体及び事業者への開取り実施、導入に向けての課題整理、必要経費の積算を行う。	—